

収支内訳書（おもて）記入例

収支内訳書の該当する箇所に記入してください。

令和 05 年分収支内訳書（農業所得用）

住所	南丹市園部町小桜町47	業種名	水稻・麦農業	依頼事務所所在地	
フリガナ氏名	ナンタン サスケ 南丹 佐助	農園名		氏名(名称)	
生年月日	昭和23年 1月 1日	電話番号	68-0004	電話番号	

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

番号

科目	金額(円)	科目	金額(円)
収入金額	791956	修繕費	
家事消費金額	90000	動力光熱費	15932
雑収入	46300	作業用衣料費	
小計	928256	農業共済掛金	5000
農産物の期首		荷造運賃手数料	
棚卸高期末		土地改良費	3060
計	928256	火災保険料	5320
雇人費		その他	
小作料・賃借料	15000	の	
減価償却費	440834	の	
貸倒金		の	
利子割引料		の	
租税公課	15338	雑費	13500
種苗費	9334	農産物以外の棚卸高	
畜養費		期首	
肥料費	72980	期末	
飼料費		経費から差し引く乗用車等 の資産費用	
農具費		小計	153484
衛生費	13020	計	609318
諸材料費		専従者控除前の所得金額	318938
		所得金額	318938
		ののうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額	

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
延日		円	円	円
その他(人分)				
計				

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の面積・数量	支払額
南丹市八木町 富本次郎	10 [㊦] kg	15,000円

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

農作業を手伝ってもらった場合に対価として支払うお礼の明細を書きましょう。

「どこの誰が」「何日手伝ってくれた」「現金でいくら」もしくは「現物でどれくらい」「合計これだけ払った」という内訳を書きましょう。

なお、支払い金額から所得税を源泉徴収している場合は「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」に源泉徴収した金額を書きましょう。

翌年出荷をする農産物(じゃがいもなど)がありましたら記入してください。

減価償却費は、収支内訳書(うら)の⑩の金額を記入しましょう。

毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

農業用倉庫の火災保険料のように収支内訳書の科目にない農業経費は、自由科目欄「㊦～㊧」に書きます。

⑯専従者控除を取るかどうかはこの金額を見て判断しましょう。
※専従者控除の対象にした親族は、税制上の扶養親族にとれません。専従者に税金がかかる場合もあります。

⑯専従者控除をとる場合はここに詳細を書きます。以下の見本のように書きましょう。

小計	75548
経費計	1888800
専従者控除前の所得金額	1539000
専従者控除	769500
所得金額	769500
ののうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
南丹タマ (65歳)	妻	12月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

小作料などの詳細を書きましょう。
「どこの誰から」「どれだけ借りて」「その代金をこれだけ払った」という内訳を書きましょう。

収支内訳書（うら）記入例

収入の明細を書きましょう。

「作物の種類」
「作付した面積」
「販売金額」
「家事・事業消費金額」

という内訳を書きましょう。

棚卸高は毎年同程度の数を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積(㎡)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積(㎡)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高					
				数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額		
水稲	80	726,000	90,000														
麦	20	65,956															
田																	
畑																	
小計	100	791,956	90,000														

「作付面積」
「販売金額」
「家事消費事業消費金額」
を合計して書きましょう。

補助金などの雑収入の内訳を書きましょう。

農業用の資産(10万円以上)の減価償却費を計算します。左から順に記入することにより計算できます。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(雑資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定額	本年中の償却期間	本年分の普通償却費	特別償却費	本年分の償却費合計	事業専用割合	本年分の必要経費算入額	未償却残高(期末残高)	摘要
軽量鉄骨造農小屋	40㎡	14・8	2,200,000	1,980,000	定額	17	0.058	12/12	22,000		22,000	50%	11,000	44,000	5%残存分償却
トラクター	1台	2・3	1,500,000	1,500,000	定額	7	0.143	12/12	214,500		214,500	100%	214,500	677,750	
軽四トラック(中古)	1台	4・7	400,000	400,000	定額	2	0.500	12/12	200,000		200,000	40%	80,000	100,000	中古資産
田植機	1台	5・5	1,000,000	1,000,000	定額	7	0.143	8/12	95,334		95,334	100%	95,334	904,666	
一括償却資産	-	5・8	120,000	120,000	-	-	1/3	12/12	40,000		40,000	-	40,000	80,000	散布機
計													440,834		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年から繰越額	育成費用			育成中の果樹等から生じた収入金額	本年取得価額に算入する金額	本年中に成熟したものの取得価額	翌年へ繰越額	欄の金額の計算方法	本年における特殊事情
			本年中の種用費、種付料、畜費	本年中の肥料、農薬等の投下費用	小計						
計											

【旧定額法で平成19年3月31日以前に購入したもの】
一般の償却資産は①取得価額×0.9が⑩の金額になります。

【定額法で平成19年4月1日以降に購入したもの】
一般の償却資産は、①取得金額が⑩の金額になります。
果樹・牛馬等の場合は税務署にお尋ねください。

【本年中に取得した資産】
①取得価額から⑩本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入してください。
【前年以前に取得した資産】
前年の未償却残高(「取得価額-前年末までの償却費の累計」)から⑩本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入してください。

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに事業専用割合を記入してください。

一括償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満のもの)は3年間で1/3ずつ均等に償却できます。この場合は、①=⑩となり⑩は記載する必要はありません。

耐用年数は、償却費を計算するための償却率を決定するためのもので、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。